

4 会 監 第 1 3 1 号

令 和 5 年 2 月 28 日

会 津 若 松 市 長 室 井 照 平 様

会 津 若 松 市 監 査 委 員 菅 井 隆 雄

会 津 若 松 市 監 査 委 員 目 黒 章 三 郎

財 政 援 助 団 体 監 査 の 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

下 記 の と お り 会 津 若 松 市 監 査 基 準 に 準 拠 し て 財 政 援 助 団 体 監 査 を
行 っ た の で 、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 9 項 の 規 定 に よ り そ の 結 果 を 報
告 し ま す 。

記

1 監 査 の 種 類

地 方 自 治 法 第 199 条 第 7 項 の 規 定 に よ り 財 政 援 助 団 体 等 に 対 す
る 監 査 （ 財 政 援 助 団 体 監 査 ）

2 監 査 の 対 象

財 政 援 助 団 体 及 び そ の 所 管 課

(1) 対 象 所 管 課 企 画 政 策 部 企 画 調 整 課 ス マ ー ト シ テ ィ 推 進 室

対 象 財 政 援 助 団 体 デ ジ タ ル 未 来 ア ー ト 事 業 実 行 委 員 会

対 象 補 助 金 等 名 称 デ ジ タ ル 未 来 ア ー ト 事 業 負 担 金

(2) 対 象 所 管 課 観 光 商 工 部 観 光 課

対 象 財 政 援 助 団 体 会 津 若 松 市 ナ イ ト タ イ ム エ コ ノ ミ 推 進
協 議 会

対 象 補 助 金 等 名 称 会 津 若 松 市 ナ イ ト タ イ ム エ コ ノ ミ 推 進

協議会負担金

3 監査対象期間

令和3年度事務執行分

4 監査対象事項

(1) 所管課

ア 負担金の額の算定、交付方法、時期、条件、手続等

イ 負担金の効果、条件の履行の確認等

ウ 財政援助団体に対する指導監督等

(2) 財政援助団体

ア 負担金の交付申請、実績報告等に係る事務手続等

イ 負担金の効果、交付条件等に基づく事業の履行状況

ウ 負担金に係る会計処理状況

5 監査の着眼点

監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの、出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものを監査することができる。とされている。

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第5節 財政援助団体等監査の着眼点」のうち「1 財政援助団体監査」等に基づき、当該補助金等に係る当該団体における出納その他の事務の執行が、当該補助金等の交付目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

6 監査実施内容

財政援助団体及び当該補助金等の交付を行った所管課に対し、

あらかじめ出納その他の事務の執行に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査を必要とする事項について、財政援助団体の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和4年10月21日から令和5年2月6日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和5年2月7日

8 監査結果

財政援助団体を対象として、所管部局において事業効果等の検証は適正に行われているか、財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているか、財政援助団体が行う事業は適切に行われているかなどの観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。